自動車保管場所証明(車庫証明)手続の簡素化(概要)

一行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん。

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議(座長:大森彌 東京大学名誉教授) に諮り、自動車保管場所証明事務の適切な実施を確保しつつ、申請者の負担軽減を図る観点から改善の余地 がある等の意見を踏まえて、平成24年8月24日、警察庁にあっせんしました。

(行政相談の要旨)

自動車の保管場所証明(いわゆる車庫証明)は、車を買い替えるたびに取得しなければならないが、買い替え前の車の車庫を使用する場合には、これを省略できるようにして欲しい。

- ・ 自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号。以下「車庫法」という。)第4条 では、自動車の登録時に保管場所証明書(いわゆる車庫証明)の提出を義務付け。
- ・ 現行の車庫法では、買い替え時であっても車庫証明手続の「省略」は不可。本件行政相談の主旨は、 車庫証明手続の簡素化を求めるものであり、その観点から、申請者の負担軽減策について検討。

保管場所証明申請書の提出方法

- ・ 車庫法第4条の規定に基づき、自動車の登録(軽自動車等を除く。)を受けようとする場合、 国土交通大臣に対して、警察署長が交付する道路上の場所以外の場所に当該自動車の保管場所を 確保していることを証する書面(保管場所証明書)を提出する必要がある。
- ・ 保管場所証明書を入手するためには、警察署長に対し、保管場所の所在図や配置図等を添付した保管場所証明申請書を提出する必要があるが、この申請書の提出は、インターネットを介して自動車保有関係手続を申請できるオンラインワンストップサービスを利用する場合を除き、申請者が警察署に出頭して行う必要があり、郵送による提出は認められていない。
- ・ 一方、軽自動車については、警察署長に対し保管場所を届け出る必要がある。届出書の記載事項及 び届出書への添付書類は保管場所証明申請書と同じだが、郵送による提出が認められている。

○ 保管場所証明申請書への添付書類

- 保管場所証明申請書への添付書類である配置図については、添付の省略が認められていない。
- ・ しかし、例えば、自動車を買い替える場合、旧自動車の保管場所証明申請時の配置図が警察署 に保存されている可能性も考えられるため、新自動車の保管場所が旧自動車と同一の場合であれ ば、旧自動車の配置図を有効活用することにより、配置図の添付を省略することも可能と考えら れる。

○ オンラインワンストップサービス

・ 自動車保有関係手続のオンラインワンストップサービスについては、現在、利用可能地域は10 都府県にとどまり、また、対象手続は型式指定車(国がサンプル車を審査済みの量販車)の新車新規 登録のみとなっている。

(あっせん要旨)

警察庁は、次の措置を講じる必要がある。

- ① 保管場所証明申請書の提出について、申請者が郵送により提出する場合に受理できる基準等を策定し、各都道府県警察に周知すること
- ② 保管場所証明申請書の添付書類である配置図の保存方法等を検討した上で、配置図の添付を省略することの可否について検討すること
- ③ オンラインワンストップサービス利用可能地域及び対象範囲の拡大に努めること



保管場所証明申請の手続

① 保管場所証明申請書の提出 申請手数料の納付 保管場所標章交付申請書の提出

警察署へ出頭(本人又は代理人)

数日間

- i 書類の確認
 - (不備があれば補正)
- ii 申請書の受理
- iii 書面審査
- iv 現地調査
- ② 保管場所証明書の交付 保管場所標章番号通知書・標章の交付 標章交付手数料の納付

警察署へ出頭(本人又は代理人)

③保管場所証明書の提出

運輸支局へ出頭(本人又は代理人)

【提出書類】

- ① 自動車保管場所証明申請書
 - 車名、型式、車台番号
 - 自動車の大きさ(長さ、幅、高さ)
 - ・ 自動車の使用の本拠の位置
 - 自動車の保管場所の位置

(添付書類)

- ア 保管場所の使用権原書
 - ・ 自己所有の場合、自認書
 - 他者所有の場合、使用承諾証明書 (契約書の写し等でも可)

イ 保管場所の所在図

- ・ 使用の本拠の位置と保管場所との位置 関係や距離等を示す図面
- ※ 買い替えで、使用の本拠の位置・保管 場所とも旧自動車と変更がなく、申請時 点で旧自動車を保有している場合や、使 用の本拠の位置と保管場所の位置が同一 の場合は、申請書に旧自動車の標章番号 を記載することにより添付省略可

ウ 保管場所の配置図

- ・ 保管場所の大きさ、周囲の建物、接している道路の幅員等を示す図面
- ② 保管場所標章交付申請書
- ※ 警察署窓口備え付けのものは①と2枚 一組の複写式(記載内容は保管場所証明 申請書と同じ)
- ※1 警視庁のホームページに基づき当省が作成
 - 2 上記の例は、普通車でかつ窓口申請の場合

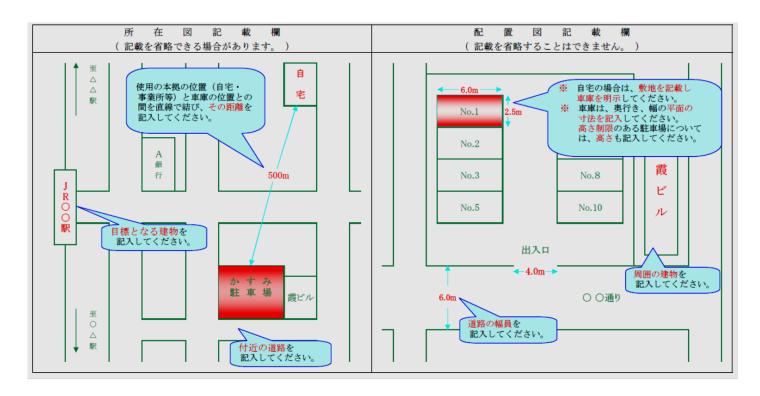
自動車保管場所証明の申請に必要な書類の記載例

(1) 自動車保管場所証明申請書の記載例

自動車保管場所証明申請書											
	車 名			型 式			車	体 番	号	自動車の大きさ	
000			SOUMU - 2012				GYO123-45678			長 さ 幅 高 さ	436 センチメートル 169 センチメートル 147 センチメートル
自動車	用の本拠の位置	東京都千代田区霞が関2丁目1番2号 総務荘101号室									
自動	保管場所の位置	東京都千代田区霞が関3丁目4番5号 かすみ駐車場 No. 1									
*	易所標章番号	123456789									
自動車	車の保	管場所の位置欄記載	はの場!	の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。 平成 24 年 9 月 X 日							
霞/	が関	警察署長殿							7× 21 +	0 /1 X I	_
							₹	100-89	926		
							住 所	東京都千	代田区霞か	関2丁目1番	
										総務荘101	号室
						+	丘夕	₩¾ +	総務 太郎		
							氏名	話番号 03(5253)5111			
						+	电加田力	03(323	3/3111		
第一号	<u> </u>					+					
自動車保管場所証明書											
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。											
		年 月 日									
						_	警視庁	1	警察署長	1	
						+					
使用		自己 他人·共有	連絡先	直絡先	氏名 総務 太郎		新規	車両	前車	品)	I 59O1234
	権限			E-17470	電話 03(5253)5111		代替)	番号	現車	品)	59○5678

※ 警視庁ホームページの記載例を参考に、当省が作成

(2) 所在図・配置図の記載例



所在図: 当該申請に係る使用の本拠の位置並びに当該申請に係る場所の付近の道

路及び目標となる地物を表示した当該申請に係る場所を表示したもの

配置図: 当該申請に係る場所並びに当該申請に係る場所の周囲の建物、空地及び

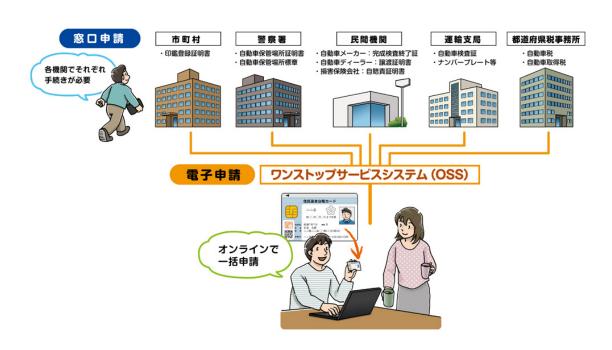
道路を表示したもの(当該申請に係る場所にあってはその平面の寸法、道

路にあってはその幅員を明記)

※ 上図は、警視庁ホームページから引用

自動車保有関係手続のワンストップサービスシステムによる手続

- 「自動車保有関係手続のワンストップサービス (OSS)」とは、自動車 (型式指 定車(国がサンプル車を審査済みの量販車)の新車)を購入した際に必要な手続(自 動車の車庫証明に関する手続、自動車の検査登録に関する手続等)や税・手数料の 納付を、自宅や自社オフィスのパソコンから、オンラインで一括して行えるもの
- 〇 平成 17 年 12 月に、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府の 4 都府県において始まり、平成 24 年 3 月現在では、埼玉県、静岡県、岩手県、群馬県、茨城県、兵庫県を加え、10 都府県でワンストップサービスが利用可能
- 自動車保有関係手続のワンストップサービスにより、手続きに要する時間の短縮が図られるとともに、代行手数料の低下も期待されている。



※ 上図は、政府広報オンラインから引用

〔行政苦情救済推進会議〕

総務省に申し出られた行政相談事案の処理に民間有識者の意見を 反映させるための総務大臣の懇談会(昭和62年12月発足)。 メンバーは、次のとおり。

(座長) 大森 彌 東京大学名誉教授

秋山 收 元内閣法制局長官

加賀美幸子 千葉市女性センター名誉館長

加藤 陸美 元環境事務次官

小早川光郎 成蹊大学法科大学院教授

谷 昇 (社)全国行政相談委員連合協議会会長

松尾 邦弘 弁護士、元検事総長